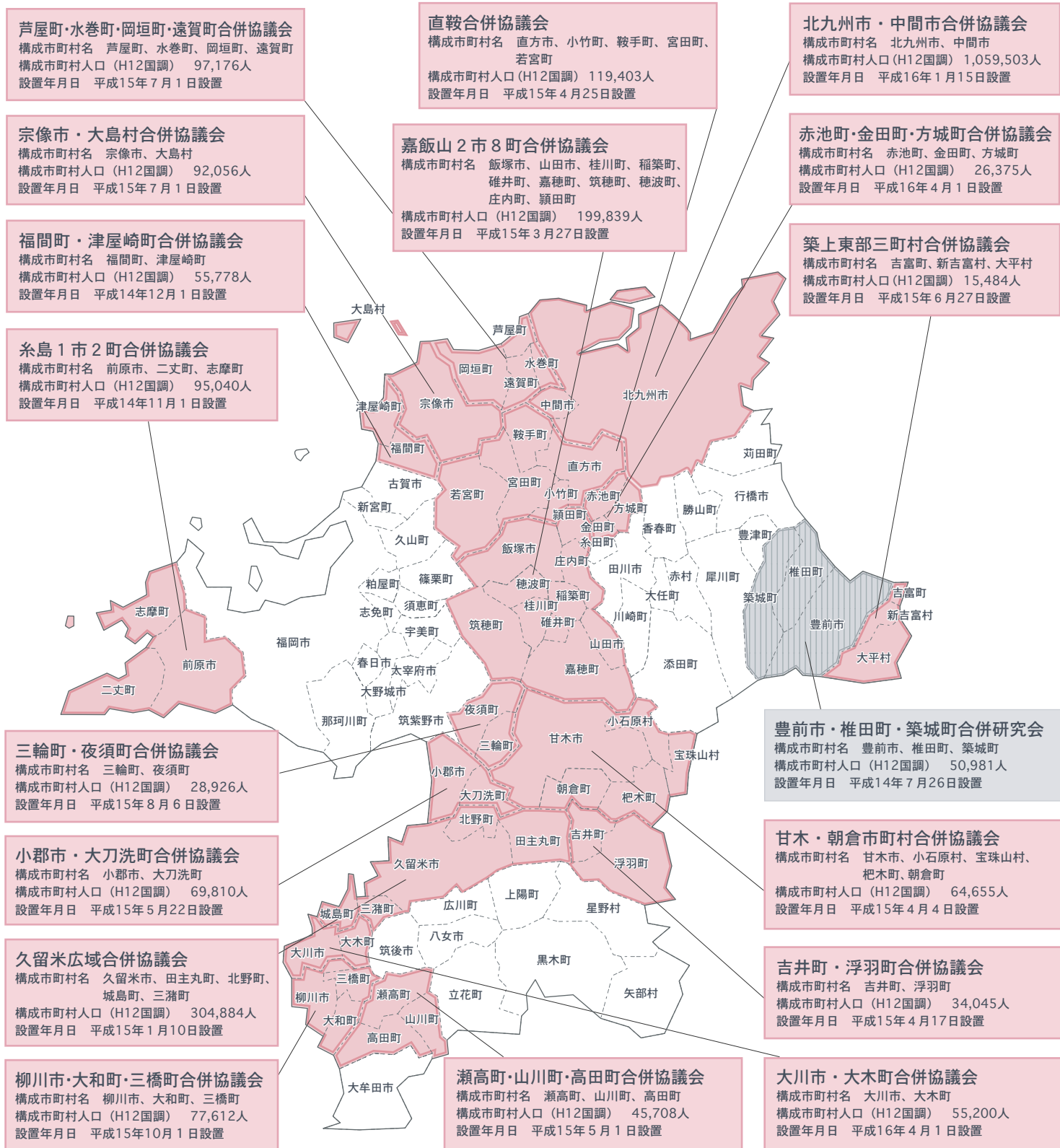


福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.20)

平成16年 4月現在



法定の合併協議会が設置されている地域	17 地域 12市41町5村
任意の合併協議会が設置されている地域	地域 市 町 村
行政レベルの研究会等が設置されている地域	1 地域 1市 2町 村
合計	18 地域 13市43町5村

61市町村 (61/96≒63.5%)

●全国の市町村合併の動向

(H16.1.1現在)

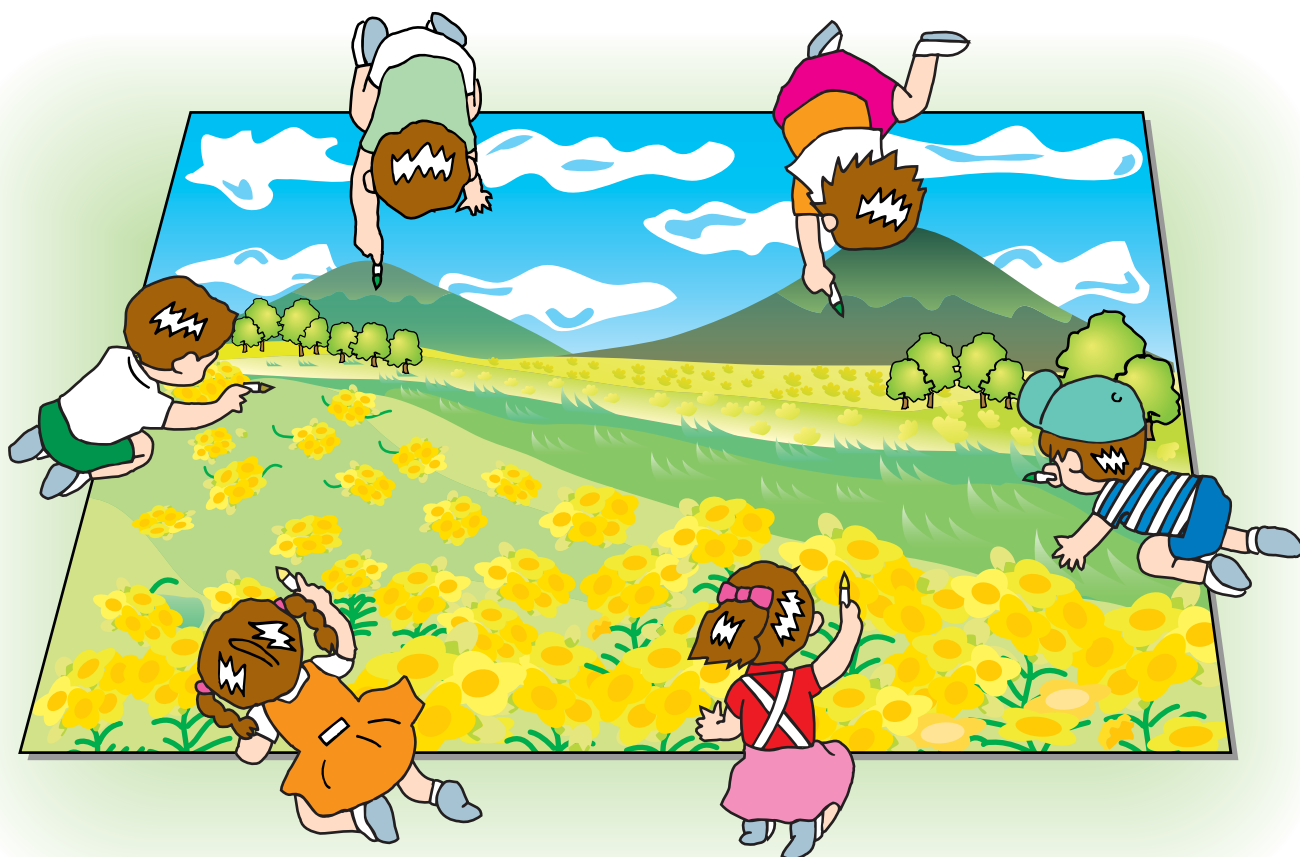
合併の協議会・研究会等が設置されている地域

	法定の合併協議会	任意の合併協議会	行政レベルの研究会等	計
設置数	488	119	150	757
構成市町村数	1,840	384	275	2,499

(2,499/3,176≒78.7%)

みんなで考える 地域の将来 市町村合併

改訂版(3版)



目 次

市町村合併って、なに？	1
なぜ今、市町村合併なの？	2
合併すると、どんな効果があるの？	3
こんな心配があるのですが？	4
市町村合併までの流れ	5
市町村合併に対する主な財政支援	6
合併協議会の設置の流れ	7
合併協議会の役割等	8
市町村合併支援プランの概要	9
市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）の概要	10
合併の枠組の検討にあたって	13
県ホームページのご案内	15

市町村合併って、なに？

市町村合併とは…

市町村合併とは、いくつかの市町村が一つになって効率的な行政運営や広域的なまちづくりを行うことで、行政サービスの維持・向上を図ろうとするものです。

よく、「平成17年3月まで」と聞きますが…

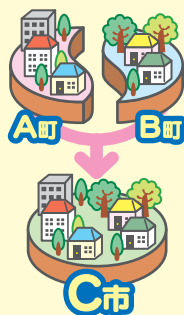
市町村の合併の特例に関する法律（いわゆる「合併特例法」）の期限が平成17年3月31日までとなっているからです。

この法律では、自主的な市町村の合併を推進するために、特例制度や財政支援などの各種優遇措置が定められていますが、期限までに合併しないとこれらの措置が受けられません。

合併の方式には、2つの方法があります。

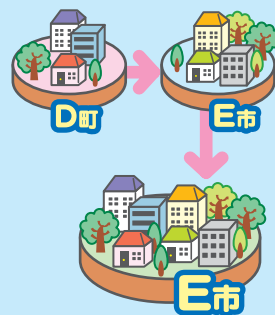
新設合併

2つ以上の市町村が一緒になって新しい市町村をつくる合併です。合併後はそれまでの市町村はいずれもなくなり、新たな市町村が誕生します。



編入合併

ある市町村の区域の全部または一部が、他の市町村に編入される合併です。合併後は、編入をする市町村が在続することとなります。



合併市町村の名称	新たに定めます。	通常は、編入する市町村の名称となります。
事務所の位置	新たに定めます。	通常は、編入する市町村の事務所の位置となります。
特別職の職員	全て失職します。 首長は、合併後50日以内に選挙を行います。 市町村の議員については、経過措置の特例が有ります（P11参照）。	編入する市町村の特別職の職員はそのまま在任し、 編入される市町村の特別職の職員は全て失職します。 編入される市町村の議員については、経過措置の特例が有ります（P11参照）。
条例、規則	新たに定めます。	原則として編入する市町村の条例・規則を適用します（合併に伴い必要な改正を行います）。

市町村の移り変わり

明治の大合併
中央政府からある程度独立した地方自治制度（市制・町村制）の整備をめざして行われ、戸籍や小学校などの事務を処理するために適当な300～500戸を目安に進められました。

昭和の大合併
地方自治の強化と財源の拡充を図るために行われ、新制中学校が合理的に運営できる人口8,000人規模を標準として進められました。

平成の合併の動き
今、住民に最も身近な自治体である市町村は、自らの判断と責任のもとに、個性豊かな魅力ある地域づくりを行うことが求められています。
このため、足腰の強い自治体をつくっていくことが必要であり、その有効な手段として、市町村合併に向けた取り組みが全国的にも広がっています。

	全 国	福岡県	備 考
明治21年12月末	71,314	1,960	明治の大合併
明治22年12月末	15,859	386	
昭和28年9月末	9,868	262	昭和の大合併
昭和36年6月	3,472	108	
昭和40年4月	3,392	101	「合併特例法」の施行
昭和50年4月	3,257	96	
昭和60年4月	3,253	97	
平成7年4月	3,234	97	
平成15年4月	3,192	96	

なぜ今、市町村合併なの？

◎わたしたちを取り巻く社会環境や日々の暮らしが急速に変わってきているからです。

● 地域のことは

地域で決める時代です。

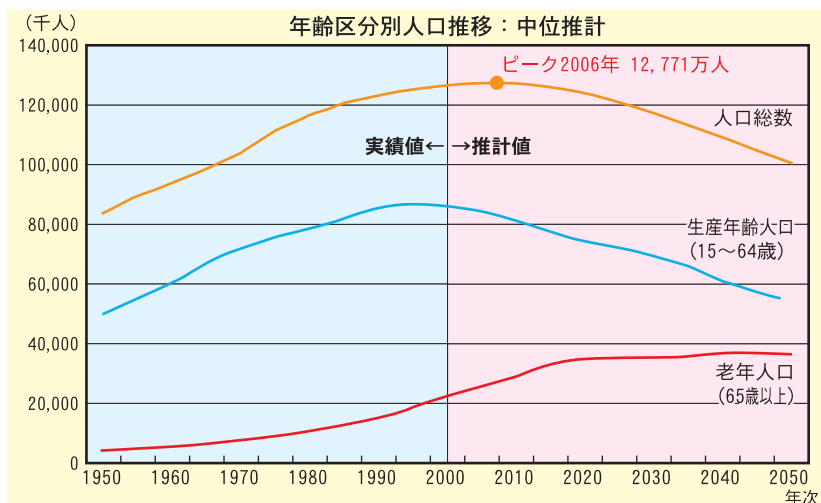
平成12年4月からの地方分権一括法の施行により地方分権は実行の段階を迎え、国が市町村の仕事の細部にわたって指示をする時代は終わり、市町村はそれぞれの地域の課題を自らの考えと力で解決し、質の高い住民サービスを行うことが求められています。



● 少子高齢化が進んでいます。

急激な速さで少子高齢化が進み、全国的にも2006年をピークに人口が減少に転じるものと推計しております。

税金などを負担する住民が減る一方で、医療・保健・福祉などのサービスの受け手が増えますので、市町村にとって、将来の財政運営は、深刻な課題となっています。



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」[2002(平成14)年1月推計]

● わたしたちのくらしの範囲は市町村の区域を越えて広がっています。

交通・通信手段の発達により、通勤、通学をはじめ、文化・スポーツなど住民の日常生活の行動範囲は、現在の市町村の枠を越えてますます広がっています。

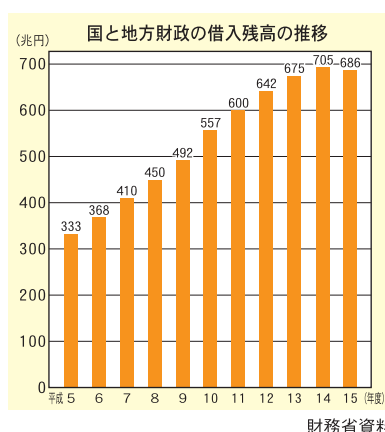
これに伴い、より広範囲の市町村の公共施設が利用されることとなり、公共施設の広域的利用や公共施設整備の広域的調整など新たな行政ニーズが生じています。

● 国も地方も財政事情が

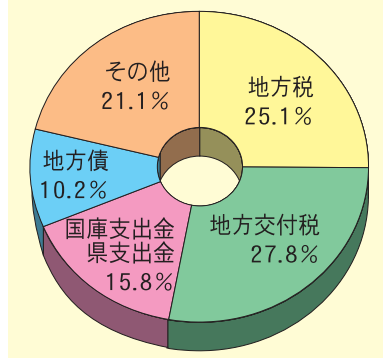
厳しくなっています。

国、地方とも財政状況は悪化しており、平成15年度末には、国・地方合計の長期債務残高は686兆円に達する見込みです。

こうしたことから、国・地方の構造改革として地方交付税や国庫支出金など、国に依存した財源の見直しが行われ、より一層、効率的な行財政運営が求められます。



平成13年度 県内95市町村決算(歳入割合)政令市を除く。



● 一つの市町村だけでは対応できない課題が増えています。

個人のライフスタイルの多様化や社会の複雑化に伴い、廃棄物対策、医療・保健・福祉やダイオキシン問題など、小さな市町村の規模では解決が困難な課題がますます増えています。

安心した救急医療体制の確立



合併すると、どんな効果があるの？

● 広い視野でのまちづくりが展開できます。

- 広域的な視野に立った道路や公共施設の整備、土地利用など、まちづくりをより効果的に実施できるようになります。
- 環境問題や水資源問題、観光振興など、広域的に調整したり取り組んだりする必要がある課題についても、より有効な施策が展開できます。

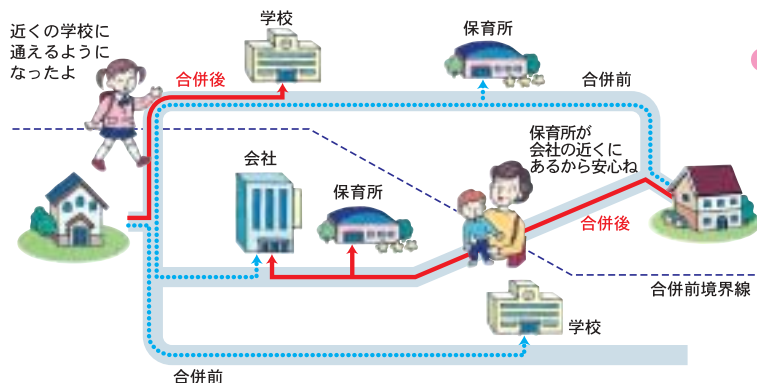
● 少ない経費で充実したサービスが受けられます。

- 総務、企画といった管理部門の効率化が図られ、事業部門に多くの職員を配置することができ、サービスレベルの向上を図りながら、職員数を少なくすることができます。
- 財政規模が大きくなるので、大規模な事業や高い機能の施設整備が可能になります。



● 公共施設の利用エリアが広がり、住民の利便性が向上します。

- 利用可能な窓口の増加により、住民票の発行などの窓口サービスが住居や勤務地の近くなど多くの場所で利用可能となります。
- 利用が制限されていた他の市町村の公共施設（図書館、スポーツ施設、保健福祉センター等）の利用が可能となります。



● サービスが高度化・多様化されます。

- 今まで採用が難しかったり、十分でなかった福祉、保健、土木などの専門職員を配置することにより専門的で高度なサービスが可能になります。
- 都市計画、国際化や情報化などの専任組織の設置により、個性あるさまざまな施策が展開できるようになります。



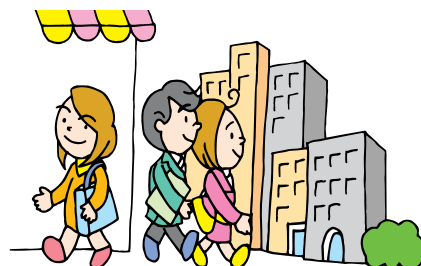
● 公共施設が効率的に配置され、内容も充実します。

- 広域的な観点から公共施設を効率的に配置でき、隣接地域内での類似施設の重複が避けられ、その施設内容や管理運営を充実します。



● 地域のイメージが向上します。

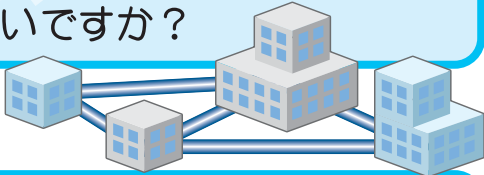
- 合併して市となったり、規模が大きくなることでイメージがアップしたり、地域としての魅力が増大します。
- イメージアップすることで、企業の進出や若者の定着、プロジェクトの誘致などが期待でき、地域が活性化します。



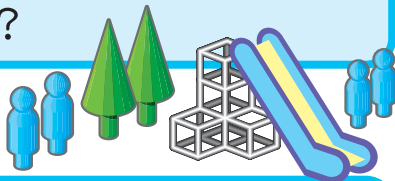
こんな心配があるのですが？

例えば…

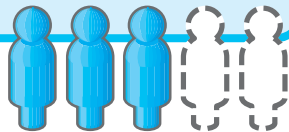
市役所や役場が遠くなり、
今よりも不便になるのでは
ないですか？



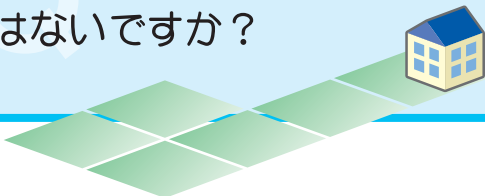
合併により行政サービスの
水準が低下することはない
ですか？



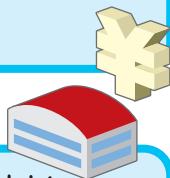
議員が減って、地域の声が
行政に届かなくなるのでは
ないですか？



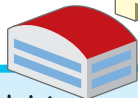
周辺部等が取り残されること
はないですか？



合併により、市町村税や
公共料金が引き上げられる
ことはないですか？



財政状況の悪い市町村と
合併すると、これまでのよ
うな行政サービスが受けら
れなくなり、損をする気が
しますが？



こうすれば、どうでしょう。

- ① 合併前の役場等を合併後は支所などとして活用しましょう。
- ② IT技術を活用した窓口サービスや郵便局等と連携したサービスを提供しましょう。

- 住民の不利益にならないことを基本に、国や県の財政支援措置などを活用して、行政サービス水準の維持、向上に努めましょう。

- ① 情報公開や住民参画など住民の意向を行政に反映させる取組みを進めましょう。
- ② 合併後のまちづくりに対して首長に意見を述べたり、首長からの諮問に応じて答申を行う地域審議会を当分の間、旧市町村単位で設置しましょう。

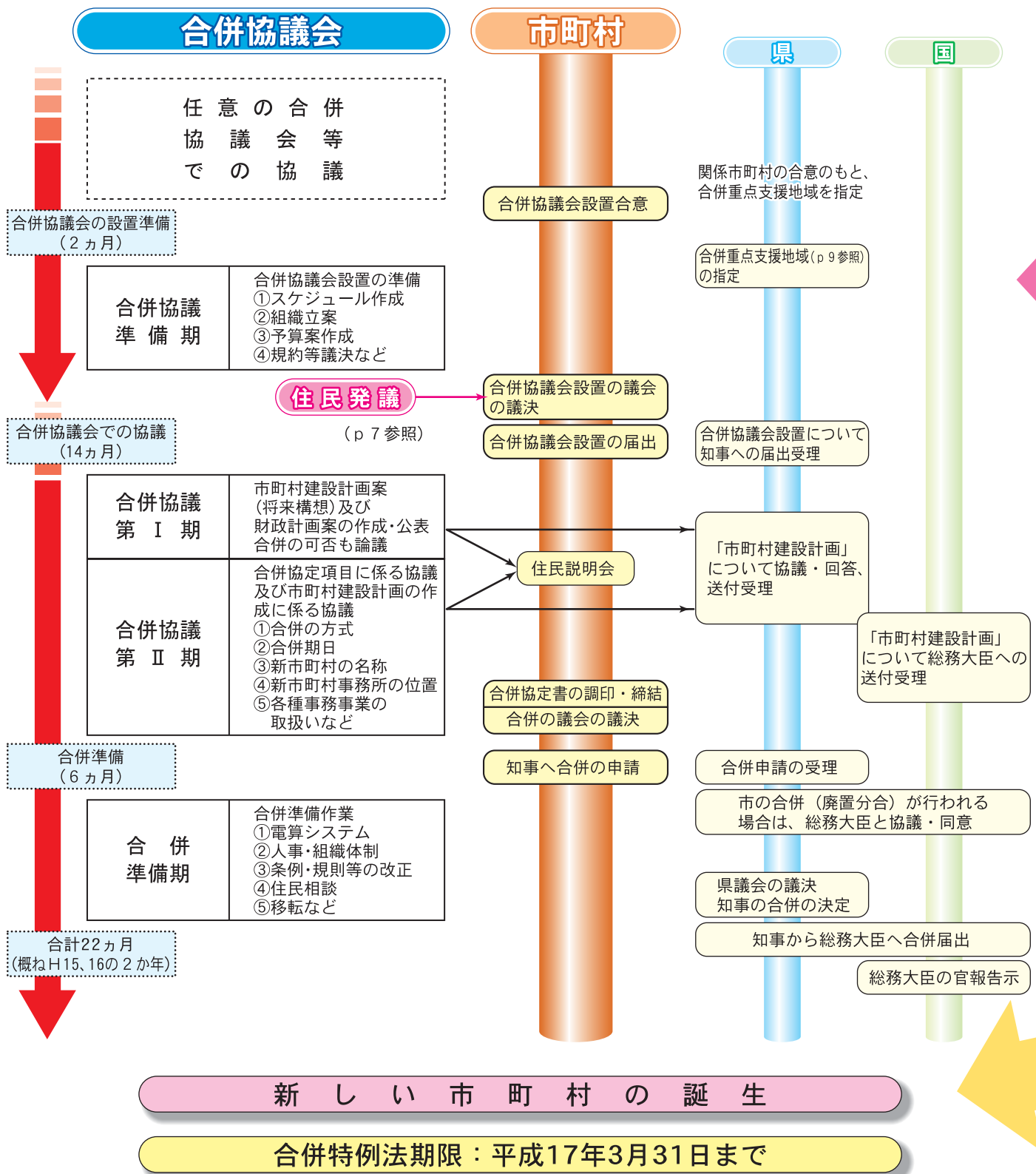
- ① 合併協議会で作成する市町村建設計画の中に、周辺部等の振興策を位置付けてはどうでしょう。
- ② 地域審議会を設置し、周辺部にも配慮した施策・制度を提案してもらいましょう。

- 合併によるスケールメリット（規模の経済）を働かせ、効率的な財政運営を持続させていくことにより、負担水準を低く抑えるよう、努めましょう。

- ① 各市町村の負債だけでなく、公共施設の水準等も含めて総合的に考えてみましょう。
- ② 国、県の財政支援措置や合併による経費削減効果などを判断材料として考えてみましょう。

市町村合併までの流れ

(平成17年3月の合併を想定した場合のスケジュール)



注) このスケジュールは、総務省の「市町村合併法定協議会運営マニュアル」に示された標準的な協議期間を示したものであり、地域の実情や合併の枠組によって、個別具体的に合併協議のスケジュールを立てる必要があります。

市町村合併に対する主な財政支援

国、県では今後、①関係市町村の協議、②合併準備、③合併後のまちづくりに応じて、次の財政上の支援措置を講じていきます（国の都道府県に対するものを除く）。

① 関係市町村の協議

② 合併準備

●合併協議会支援交付金

任意又は法定の合併協議会の運営に要する経費等に対する財政措置（県支出金）

●合併準備補助金

法定の合併協議会の市町村建設計画の作成及びそのための準備等に要する経費を財政措置（国庫支出金）

●合併準備経費に対する財政措置

合併協議会設置経費等に対する財政措置（特別交付税）

●合併移行経費に対する財政措置

合併市町村の一体性の速やかな確立を図るために合併前に必要な経費を財政措置（特別交付税）

●市町村合併推進事業（合併前の市町村事業）

合併重点支援地域において、合併に関係する複数の市町村が連絡調整して一体的に実施する公共施設又は公用施設の整備のために行われる地方単独事業等に対する財政措置（合併推進債、普通交付税）

③ 合併後のまちづくり

●福岡県市町村合併推進特例交付金

緊急の財政需要について合併市町村の負担を軽減するとともに、合併後の一体的なまちづくり等の支援に対する財政措置（県支出金）

●合併市町村に対する財政措置

合併関係市町村間の公共料金格差調整、公債費負担格差の是正、土地開発公社の経営健全化等についての需要に的確に対応するための財政措置（特別交付税）

●合併支援のための公債費負担の平準化措置

合併前の旧市町村間の起債制限比率（以下『比率』という。）の差が3%以上ある場合に、概ね5年間で最も低い旧市町村の比率（全国平均より低い場合は全国平均）まで引き下げるために行う地方債の繰上償還の補償金に対する財政措置（特別交付税）

●合併直後の臨時的経費に対する財政措置（合併補正）

基本構想の策定や電算システムの統一化、又は行政水準や住民負担水準の格差是正など合併直後の臨時的経費に対する財政措置（普通交付税）

●普通交付税額の算定の特例（合併算定替）

合併年度及びこれに続く10年度は、合併しなかった場合の普通交付税措置を全額保障、さらに5か年間は激変緩和措置（普通交付税）

●市町村合併特例事業（合併後の市町村事業）

新市町村の一体性の速やかな確立を図るために行う公共的施設の整備事業等に対する財政措置（合併特例債、普通交付税）

●合併市町村振興のための基金造成に対する財政措置

地域住民の連帯強化・旧市町村単位の地域振興・住民の一体感醸成のための基金の積立てに対する財政措置（合併特例債、普通交付税）

●合併市町村補助金

合併に伴い必要な事業として市町村建設計画に位置付けられた事業経費に対する財政措置（国庫支出金）

合併協議会の設置の流れ

市町村合併は、地域の将来や住民生活に大きな影響を及ぼす事項ですので、関係市町村の間で十分な議論を尽くし、地域全体の理解と協力のもとで進めることが大切です。このため、市町村合併は、合併協議会などの検討組織で様々な協議を経た上で進められる仕組みとなっています。

● 市町村長の発議による場合

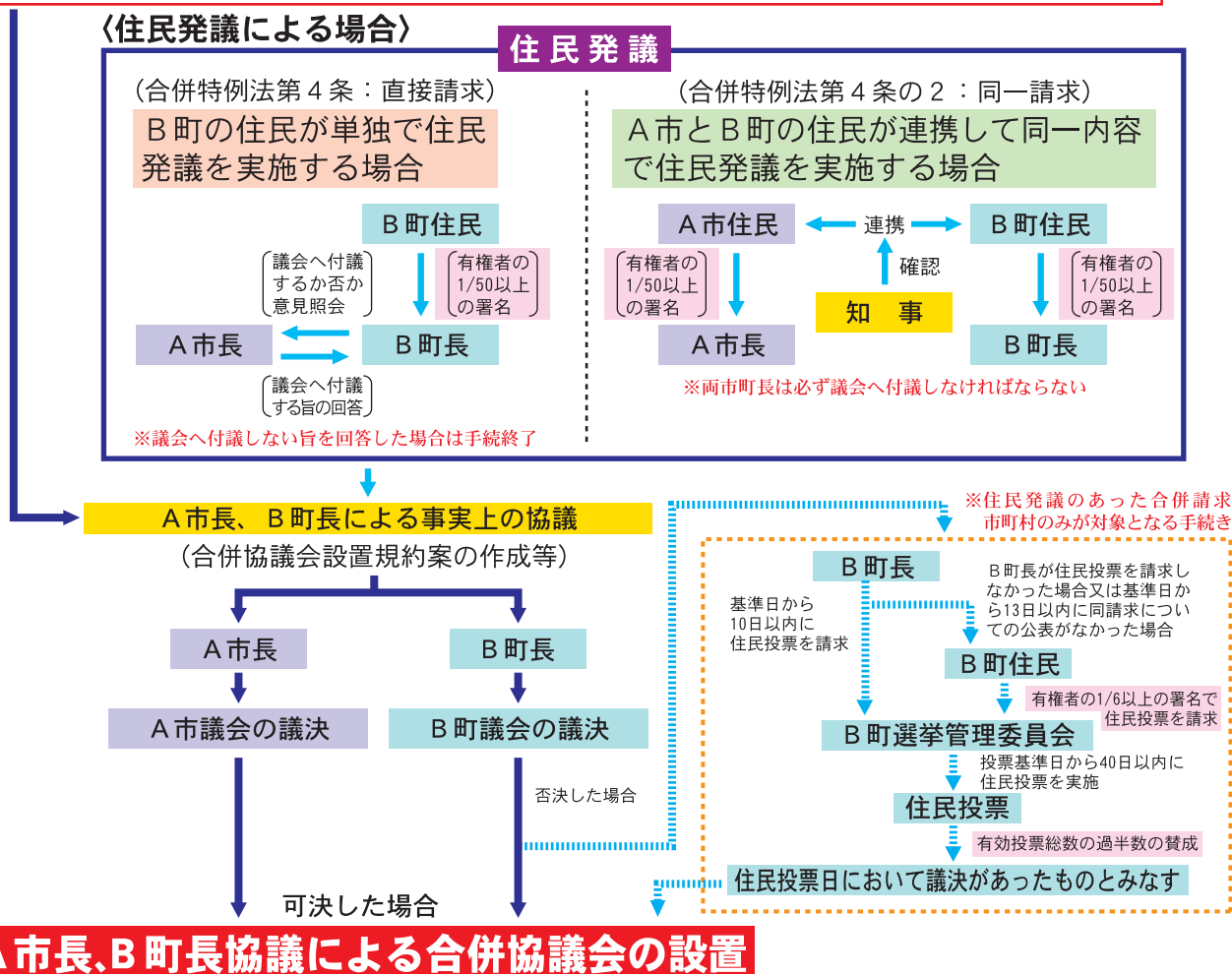
関係市町村間での事務的調査等

基礎的調査・合併協議会設置のための合意形成

(例) 市町村長懇話会 市町村間での検討組織づくりに向けた検討

事務レベル研究会 行財政指標の比較検討を行い、合併の効果を調査

任意の合併協議会 法定の合併協議会で協議すべき事項をあらかじめ調査・協議



● 「法定の合併協議会」と「任意の合併協議会」の違いって、なに？

法定の合併協議会は、地方自治法の手続(関係市町村議会の議決を経て規約を定める等)に基づき設置される協議会です。ここで、協議し市町村建設計画を作成することは、財政上の特例措置を受ける前提条件となりますし、その他合併に関するあらゆる事項について決定したことに基づき、関係市町村は事務を処理するようにしなければなりません。なお、通常、合併協議会といったとき、この法定の合併協議会のことを指します。

それに対して、**任意の合併協議会**は、文字どおり任意に設置されるもので、法的手続きや協議する内容や範囲は定められていません。しかし、これまでの先進事例では、法定の合併協議会に準じた組織体制を設けて、合併効果や合併を想定したまちづくり構想を作成して議論を重ねることにより、法定の合併協議会への移行を判断する協議の場と位置付けられています。

合併協議会の役割等

合併協議会は、合併を行おうとする市町村が、合併すること自体の可否も含め、①合併のための諸条件（合併協定項目）、②合併後の市町村の将来ビジョン（市町村建設計画）を協議し、決定していくために設置するものです。

合併協議会の設置イコール合併ではなく、そもそも合併を行うべきか否かの協議をはじめ、合併に関する事項について様々な協議を行い、決定をしていくことが合併協議会の役割です。また、任意の合併協議会の段階においても、これに準じた協議を進め、地域住民への積極的な情報提供に努めるべきです。なお、合併協議会が設置されない場合は、合併可否に関する地域住民への十分な情報提供が行われない場合があると考えられます。

① 合併協定項目に係る協議

合併協定項目の調整内容の例					
協議項目	地方税の扱い	関係項目	個人市町村民税、法人市町村民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、市町村たばこ税、特別土地保有税		
調整の内容	個人市町村民税の均等割については、地方税法第310条の規定により …… ……				
現 況 の 取 扱 い					調整の具体的内容
A 市	B 町	C 町	D 村	E 村	
個人市民税	個人町民税	………	………	………	……… ……… ………

合 併 協 定 項 目 の 例	
1 合併の方式	(23-5) 納税関係事業
2 合併の期日	(23-6) 防災関係事業
3 新市町村の名称	(23-7) 交通関係事業
4 新市町村事務所の位置	(23-8) 窓口業務
5 財産の取扱い	(23-9) 保健衛生事業
6 議会議員定数及び任期の取扱い	(23-10) 障害者福祉事業
7 合併後の地方自治法上の議会議員の定数	(23-11) 高齢者福祉事業
8 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	(23-12) 児童福祉事業
9 地方税の取扱い	(23-13) 保育事業
10 一般職の職員の身分の取扱い	(23-14) 生活保護事業
11 特別職の職員の身分の取扱い	(23-15) その他の福祉事業
12 条例、規則の取扱い	(23-16) 健康づくり事業
13 事務組織及び機構の取扱い	(23-17) ゴミ収集運搬業務事業
14 一部事務組合等の取扱い	(23-18) 環境対策事業
15 使用料、手数料等の取扱い	(23-19) 農林水産業関係事業
16 公共的団体等の取扱い	(23-20) 商工・観光関係事業
17 補助金、交付金等の取扱い	(23-21) 勤労者・消費者関連事業
18 町名・字名の取扱い	(23-22) 建設関係事業
19 慣行の取扱い	(23-23) 上・下水道事業
20 国民健康保険事業の取扱い	(23-24) 市(町村)立学校(園)の通学区域
21 介護保険事業の取扱い	(23-25) 学校教育事業
22 消防団の取扱い	(23-26) 文化振興事業
23 各種事務事業の取扱い	(23-27) コミュニティ施策
(23-1) 女性政策事業	(23-28) 社会教育事業
(23-2) 姉妹都市、国際交流事業	(23-29) その他事業
(23-3) 電算システム事業	24 市町村建設計画
(23-4) 広報広聴関係事業	25 その他

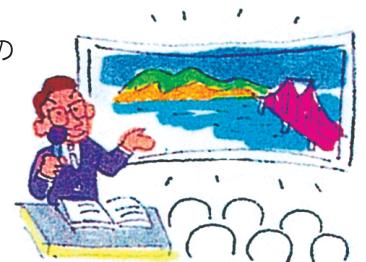
② 市町村建設計画の作成に係る協議

市町村建設計画は合併協議会が作成、変更するものであり、住民や議会に合併後の市町村の将来のビジョンを示すとともに、**合併の可否**を判断する材料となるもので、いわば、**合併市町村のマ스터プラン**としての役割を果たすものです。

＜市町村建設計画の主な内容＞

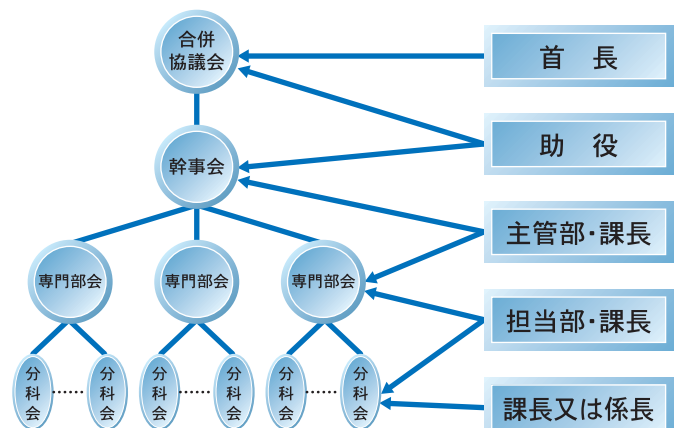
- 合併市町村の建設の基本方針
- 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項

上記(1)の合併市町村の建設の基本方針を実現するための事業についてその大綱を定めるものです。
 なお、平成7年3月の改正により、県事業の位置付けが明文化され、計画の作成、変更にあたっては、県知事との協議が必要となりました。
- 公共的施設の総合整備に関する事項
- 合併市町村の財政計画（合併後概ね10年間程度の歳出・歳入を見通したもの）



● 合併協議会組織体系図（例）

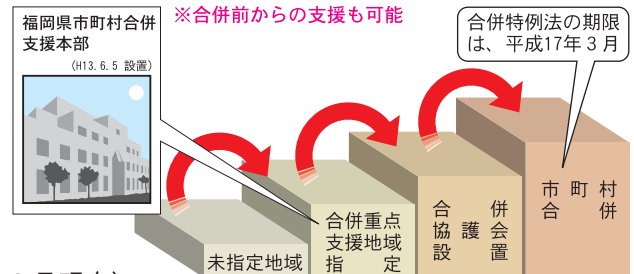
構 成	役 割
合併協議会 首長・議員・学識経験者等	・ 合併協定項目に係る協議 ・ 市町村建設計画の作成に係る協議
幹事会 助役～主管部課長で組織	・ 事務レベル調整の最高機関 ・ 合併協議会会議の議案調整 ・ 合併協議会運営の総合調整 ・ 各種スケジュール調整 ・ 専門部会間調整等
専門部会 主管部・課長～ 担当部・課長で組織	・ 現況調査票の取りまとめ ・ 調整原案の取りまとめ ・ 分科会間の調整進行管理等
分科会 課長～係長職で組織 ほぼ課単位毎に構成	・ 現況調査票の作成 ・ 調整原案の作成 ・ 事務担当者レベルの調整等



市町村合併支援プランの概要

市町村合併支援プランとは、政府の市町村合併支援本部が、関係省庁の連携による支援策（下表に掲げる事業の優先採択など）を最大限に活用して市町村の合併による新しいまちづくりを支援するため、①都道府県から合併重点支援地域^(注)に指定された市町村、②平成17年3月までに合併した市町村を対象地域として策定したものです。

(注) 合併重点支援地域とは、福岡県市町村合併推進要綱（P13参照）で提示した合併パターンを踏まえ、合併についての具体的な取り組みが行われている地域の中から、あらかじめ市町村の意見を聴いた上で福岡県市町村合併支援本部（本部長：県知事）が指定します。



● 新たな関係省庁の連携による支援策（平成14年8月現在）

① 快適な暮らしを支える社会基盤の整備 ア 道路の整備 - 市町村合併支援道路整備事業 - 交流ふれあいトンネル・橋梁整備事業 - 離島道路整備事業 - 合併に伴う都道府県道認定要件の緩和措置 - 案内標識設置に対する支援 イ 交通の利便性確保のための条件整備 - 公共交通活性化総合プログラムの策定 - 都市再生交通拠点整備事業 - 地方バス補助事業 - 港湾改修費補助事業 ウ 市街地の整備 - 中心市街地活性化による市街地の整備 エ 住環境の整備 - 合併に伴う公共賃貸住宅の再編促進 - 公営住宅の建替え等の促進 - 公営住宅等関連事業推進事業における補助限度額に係る経過措置 - 合併を視野に入れた住宅供給に係る関連公共施設等の整備に対する支援 - 優良建築物等整備事業 オ 公園・緑地の整備 - 合併記念公園の整備	③ 生涯にわたる保健・医療・福祉の充実 ア 介護保険への対応 - 介護保険広域化支援 イ 国民健康保険事業の安定的な運営の推進 - 国民健康保険の広域化支援 ウ 高齢者の社会参加の促進 - シルバー人材センター支援
② 豊かな生活環境の創造 ア 廃棄物処理対策の推進 - 廃棄物処理施設整備事業 - ごみ焼却施設解体ダイオキシン類測定費補助事業 イ 上下道の整備 - 水道検査施設等整備事業 - 水道施設整備事業 - 水道事業統合計画の策定の支援 ウ 下水道等の整備 - 流域下水道の特例 - 下水道と他の汚水処理施設との共同利用の促進 - 農業集落排水施設等の整備の促進 - 公共下水道等下水道の普及の促進 エ 消防・防災・国土保全の推進 - 消防防災施設等整備 - 消防広域再編の促進 - 防災対策事業 - 避難地等計画の策定 - 補助河川事業 - 補助ダム建設事業 - 補助砂防事業、補助地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業 オ 情報通信の整備 - 地域イントラネット基盤施設整備事業等 - 情報通信システム整備促進事業 - 新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業 - 合併予定市町村の総合行政ネットワークの参加の特例 - 登記情報交換システムの実施	④ 次世代を担う教育の充実 - 教職員定数に関する激変緩和措置 - 遠距離通学への対応 - 公立学校施設整備 - 学校給食施設整備 - 廃校の有効活用 - 社会教育施設情報化等設備整備
⑤ 新世紀に適應した産業の振興 ア 農林水産業の振興 - むらづくり維新森林・山村・都市共生事業 - 地域用水環境整備事業 - 地域用水機能増進事業 - 市町村合併支援農道等整備事業 - 広域営農団地農道整備事業 - 一般農道整備事業 - 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 - 田園交流基盤整備事業 - 中山間地域総合整備事業 - フォレスト・コミュニティ総合整備事業 - 森林環境保全整備事業のうち森林管理道の整備 - 農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業 - 水産物供給基盤整備事業 - 漁村総合整備事業 - 農林漁業用揮発油税財源身替漁港関連道整備事業 イ 商工業の振興 - 中心市街地活性化による商業の振興 - 特定産業集積活性化 - 市町村連携によるICカードシステム - 商工会の活動の広域化の促進 - 電源立地地域交付金の取扱いの保持	⑥ 連携・交流による開かれたまちづくり - 農村振興総合整備事業 - 漁村コミュニティ基盤整備事業 - まちづくり総合支援事業 - 将来構想、振興計画の策定 - 都市計画の決定・変更に対する支援 - GIS基盤情報整備 - 地籍活用GIS推進事業 - 地域間交流・連携の支援 - 離島振興特別事業
地方行財政上の支援等及びその拡大策（財政措置等による支援）（P6参照）	

市町村の合併の特例に関する法律(合併特例法)の概要

(平成17年3月31日までに行われた市町村の合併について適用)

1 趣 旨 (第1条)

市町村行政の広域化の要請に対処し、自主的な市町村の合併を推進し、あわせて合併市町村の建設に資することを目的としています。

2 合併協議会 (第3条)

合併をしようとする市町村は、合併の是非を含め、市町村建設計画の作成やその他合併に関する協議を行うための協議会を設置します。

合併協議会の会長及び委員は、関係市町村の議会の議員、長、その他の職員、学識経験者の中から選任します。このほか、委員については、請求代表者又は同一請求代表者を加えることができます。

3 住民発議制度 (第4条、第4条の2)

有権者の50分の1以上の者の署名をもって、市町村長に対して、合併協議会の設置の請求を行うことができます。

全ての関係市町村で同一内容の請求が行われた場合には、全ての関係市町村長は、合併協議会設置協議について、議会にその意見を付して付議しなければなりません。

合併協議会設置協議についての議会審議においては、請求代表者又は同一請求代表者は意見を述べる機会を与えられなければなりません。

議会の審議において合併協議会設置協議が否決された場合において、市町村長による請求又はこれがなかった場合における有権者の6分の1以上の署名による請求により、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができます。有効投票総数の過半数の賛成があったときは、議会の議決があったものとみなされます。

4 市町村建設計画 (第5条)

合併市町村がハード・ソフト両面の施策を総合的かつ効果的に推進するため、合併市町村、都道府県が実施する事業等を内容とする計画を作成します。

また、合併市町村は、あらかじめ都道府県知事に協議し、議会の議決を経て、計画を変更することができます。

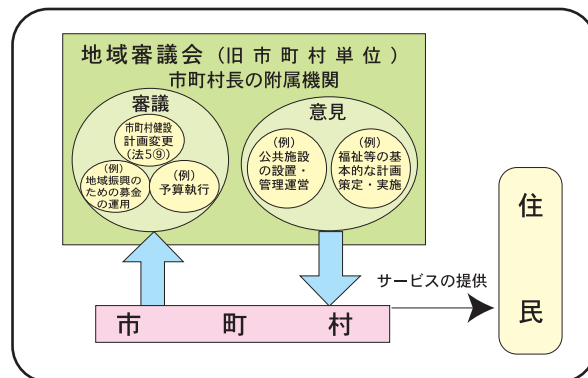
なお、住民発議により設置された合併協議会においては、市町村建設計画の作成等の状況を、合併協議会の設置の日から6月以内に請求代表者に通知するとともに、公表しなければなりません。

5 市となるべき要件の特例 (第5条の2、第5条の3、附則第2条の2)

市町村合併の類型		人口要件	中心市街地 戸数割合	都市的業態 従事者割合	条例で定 める要件
地方自治法(第8条第1項)の原則		5万人以上	全戸数の 6割以上	全人口の 6割以上	都市的施設その他の 都市としての要件
新設合併	市の全域+他の市町村(H17.3.31までに合併した場合)(合併特例法第5条の3)	要件をも満たさなくても良い			
	町村+町村	H16.3.31までに合併した場合 (合併特例法附則第2条の2)	3万人以上	要件をも満たさなくても良い	
		H16.3.31からH17.3.31 までに合併した場合 (合併特例法第5条の2第1号)	4万人以上	原則どおり	原則どおり
編入合併	市が他の市町村を編入		編入をする市が存続するので、要件は考慮されない		
	町村+町村	H16.3.31までに合併した場合 (合併特例法附則第2条の2)	3万人以上	要件をも満たさなくても良い	
		H16.3.31からH17.3.31 までに合併した場合 (合併特例法第5条の2第2号)	4万人以上	原則どおり	原則どおり

6 地域審議会（第5条の4）

合併前の市町村の区域を単位として「地域審議会」を設置し、合併後の市町村長に対して意見を述べるすることができます。これは、合併により住民の意見が合併後の市町村の施策に反映されにくくなるという意見に配慮したものです。



7 議会の議員の定数・在任に関する特例（第6条、第7条）

合併関係市町村の協議により、一定の期間、議員の定数を増加したり、合併前の市町村の議員が引き続き在任することが認められています。

	A市とB町が合併した場合	地方自治法による原則	合併特例法による特別措置(合併する市町村の協議による)	
			在任期間の特例	定数の特例
新設合併		A市議員.....身分を失う B町議員.....身分を失う 合併後、50日以内に選挙	2年を超えない範囲でA市、B町の現行の議員全員が引き続き在任できます。	法定上限数の2倍以内で議員定数を設定し、50日以内に選挙することができます。
編入合併		A市議員.....存続 B町議員.....身分を失う 議員定数が増加することになれば合併後50日以内に増員選挙	B町の現行の議員が、A市の議員の在任期間中は在任できます。	$\text{A市の定数} \times \frac{\text{B町人口}}{\text{A市人口}}$ (合併前の定数)により得た定数(小数点以下四捨五入)の選挙区をB町の区域に設けて増員選挙を行うことができます。 なお、加えて合併後、最初に行われる一般選挙にも編入合併定数特例を用いることができます。

8 市町村の議会の議員の退職年金に関する特例（第7条の2）

市町村の合併がなかったならば、議員共済の退職年金の受給資格（在職期間12年以上）を満たすことになる議員（2期：8年以上在職）も、当該年金が受けられます。

9 農業委員会の委員の任期等に関する特例（第8条）

選挙による委員は、一定数以内、一定期間に限り、引き続き在任することができます。

10 職員の身分の取扱い（第9条）

一般職の職員が引き続き職員の身分を保有するようにし、また公正に取り扱わなければなりません。

11 一部事務組合等に関する特例（第9条の2）

一部事務組合又は広域連合の構成団体のうち一団体以外のすべての市町村が、新設合併又は編入されることにより廃止される場合には、関係地方公共団体の協議による規約の改正等によって、合併後も当該一部事務組合又は広域連合が存続することができます。

12 地方税の不均一課税（第10条）

合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、課税をしないこと又は不均一の課税をすることができます。

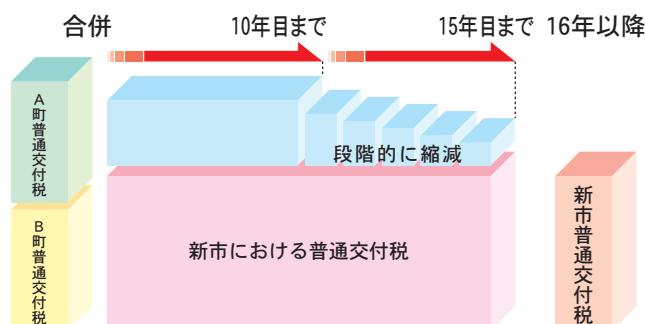
合併により新たに人口30万人以上の市となった場合における当該市に対する事業所税の課税団体の指定は合併の日から起算して5年間は行わないものとします。ただし、合併市の人口が、30万を合併関係市町村の人口のうち最も多いもので除して得た数値に、合併市町村の人口を乗じて得た人口以上となった場合はこの限りではありません。

13 地方交付税の額の算定の特例（第11条）

市町村は、合併することによって経費の節約が可能となるので、普通交付税の額は、合併前に比べて一般的には少なくなります。

そこで、普通交付税が急激に減少しないよう、合併年度及びこれに続く10年度については、合併前の旧市町村ごとに算定される額の合算額を下回らないように算定される措置が講じられています（合併算定替）。

なお、その後の5年度については、段階的に縮減されます。



合併算定替の考え方について

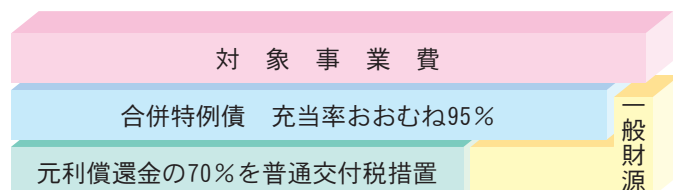
合併算定替は、合併後の普通交付税の算定を行う当該年度ごとに、その年度の交付税の算定式に従って、合併関係市町村がなお存続するものとして計算した額を下回らない額を保障するもので、合併前の算定額を保障するものではありません。

14 地方債の特例等（第11条の2）

(1) 市町村建設計画に基づく次の事業又は基金の積立てで特に必要と認められるものは、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度に限り、地方債を充当でき、元利償還金の一部は、基準財政需要額に算入されます。

- ① 新市町村の一体性の速やかな確立・均衡ある発展のための公共的施設の整備事業等
- ② 地域住民の連帯の強化・旧市町村の区域の地域振興等のための基金の積立て

(2) 「市町村建設計画」を達成するための事業に要する経費に充当する地方債について特別の配慮をします。



【①の対象事業】

- 新市町村の一体性の速やかな確立を図るために行う公共的施設の整備事業
(例)・旧市町村相互間の道路、橋梁、トンネル等整備
・住民が集う運動公園等の整備
- 新市町村の均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業
(例)・介護福祉施設が整備されていない地区への整備等
- 新市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備事業
(例)・庁舎等類似の目的を有する公共的施設を統合する事業
- 上水道事業、下水道事業及び病院事業について、合併に伴い特に必要となる増高経費に対する一般会計からの出資及び補助（充当率100%、交付税算入率70%）

15 災害復旧事業費の国庫負担等の特例（第13条）

災害等に対する国の財政援助につき、合併市町村が不利益とならないようにします。

16 流域下水道に関する特例（第14条）

管理主体が原則都道府県である流域下水道の関係市町村が、合併により一の市町村となった場合、都道府県と関係市町村の協議により、合併の日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日までの範囲で当該協議で定める期間に限り、当該下水道を流域下水道とみなし、下水道法の規定を適用します。

17 都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例（第15条）

一定期間に限り、従前の選挙区によるか、または合併市町村が従前に属していた郡市の区域を合わせて一選挙区を設けることができます。

【参考】過疎地域自立促進特別措置法（過疎法）（平成12年法律第15号）上の合併特例（平成12年4月1日から平成22年3月31日まで）

市町村の合併があった場合の特例（過疎法第33条第2項）

過疎地域の市町村を含む合併があった場合には、合併市町村が過疎地域に該当しない場合であっても、合併市町村のうち旧過疎地域のみを過疎地域とみなして、過疎法上の措置をすべて適用します。

合併の枠組の検討にあたって

1 福岡県市町村合併推進要綱の概要

県では、地域における合併の気運の醸成が図られ、市町村における具体的な市町村合併の取組が行われるよう「福岡県市町村合併推進要綱」を策定し、平成12年12月15日に公表しました。

この要綱は、過去2回にわたって公表した県の広域行政研究会報告書を基礎資料として市町村の意見も聴取しながら作成したもので、本県における合併の枠組の参考として、次の事項を示しています。

(1) 市町村合併の類型

合併による市町村の機能強化を図ろうとする場合、まずは、その人口規模に着目することが重要です。そこで、合併に関して、次の4つの類型を示しています。

① 人口10万人程度を目安とする都市機能強化型

ある程度歴史的・文化的な一体性が強い地域が、地域で共有する課題の解決や都市的機能の強化のため、より充実した行財政能力の確立を目指して合併するパターン。

② 人口20万人又は30万人以上を目安とする中核都市形成型

いくつかの歴史的・文化的な一体性のある地域が、地方自治法上の中核市・特例市など、より一層大きな行財政能力を持つ市を目指して合併するパターン。

③ 政令市周辺都市自立型

①、②及び④いずれかのパターンを活用しながら、政令市に編入されることなく、むしろその活力を取り込みつつ自立した新都市として機能を強化するパターン。

④ 人口5万人程度を目安とする市制移行型（行財政効率化型）

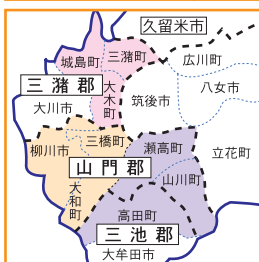
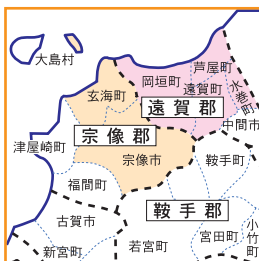
極めて歴史的・文化的な一体性の強い地域が、より権限の大きい市への移行を目指して合併するパターン。

(2) 合併パターン

市町村合併を検討する上での市町村の組合せとして2つのパターンを示しています。

●パターンA

広域性を備えた生活圈、行政圏を中心に都市形成の観点を重視したもの
(旧郡単位の組合せ)



●パターンB

地域における一体感や既存の一部事務組合などによる取組状況を重視したもの



※久留米地域については久留米市及び近隣市町村でのパターンも考えられます。

② 合併後の人口規模等に着目した市町村合併の類型

類型	想定される典型的な地域	合併を通じて実現すべき目標	人口規模と関連する事項
1 人口50万人超	- 複数の地方中核都市が隣接している場合 - 大都市圏において、複数の中小規模の市が隣接している場合	- 経済圏の確立 - 高次都市機能の集積 - 大都市圏における一極集中の是正 - 指定都市への移行による都道府県も含めたイメージアップ	指定都市
2 人口30万人・20万人程度	- 地方中核都市と周辺の市町村で一つの生活圏を形成している場合 - 大都市圏において、市街地が連なった複数の小面積の市が隣接している場合	- 都市計画、環境保全行政等の充実、保健所の設置など - 中核的都市機能の整備 - 急激な人口増加への広域的な対応 - 都道府県全体の発展の中核となる都市の育成 - 中核市・特例市への移行によるイメージアップ	- 中核市（30万人以上） - 特例市（20万人以上） - 一般廃棄物処理（（効率的なサーマルリサイクルが可能な）300 t / 日規模の施設の目安：20～25万人） - 老人保健福祉圏域（平均36万人） 2次医療圏（平均35万人） - 広域市町村圏の実態（平均21万人）
3 人口10万人前後	- 地方圏において、人口の少ない市と周辺の町村で一つの生活圏を形成している場合 - 大都市周辺において、人口の少ない市町村が隣接している場合	- 高等学校の設置や一般廃棄物の処理（焼却）など一定水準の質を有する行政サービスの提供 - 県下第2、第3の都市の育成による県全体の均衡ある発展	- 広域市町村圏の設定基準（概ね10万人以上） - 消防の体制設備（10万人程度） - 高等学校の設置（10万人以上の市） - 一般廃棄物処理（焼却）（100 t / 日規模の施設の目安：7～9万人） - 女性に関する施策を専ら担当する組織（課相当）の設置（10万人程度）
4 人口5万人前後	地方圏において、隣接している町村で一つの生活圏を形成している場合	- 福祉施策等の充実（福祉事務所の設置等） - グレードの高い公共施設の整備 - 計画的な都市化による圏域全体の発展 - 市制施行	- 市制施行の要件（5万人（合併特例4万人））（福祉事務所の設置等） - 市町村障害者社会参加促進事業の単位（「厚生省関係障害者プランの推進方策について」（平成8年11月15日付け厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）参照） - 特別養護老人ホーム2か所、デイ・サービス7か所、ホームヘルパー70人弱 - 環境政策一般部門の専任組織（課相当）の設置（3万人程度）
5 人口1万人～2万人程度	- 中山間地域等において、地理的条件や文化的条件にまともりなど、複数の町村が隣接している場合 - 離島が、複数の市町村により構成されている場合	適切かつ効率的な基幹的行政サービスの提供	- 町村合併促進法（昭和28年）における標準（最低）規模（概ね8,000人） - 中学校設置（標準法による基準での最小：13,200人程度で1校）（1学校当たりの生徒数を480人（1学級当たり生徒数40人×12学級）とする等の仮定を置いた場合（自治省試算）） - デイ・サービス／デイ・ケアの設置（新G P 1.7万か所：7,300人程度に1か所） - 在宅介護支援センターの設置（新G P 1万か所：12,500人程度に1か所） - 特別養護老人ホームの整備（最小規模50床を基準（なお、大都市、過疎地等では例外的に30床）：2万人程度） 2万人ではデイ・サービス3か所、ホームヘルパー30人弱 - 建築技師の設置（1万人程度） ※新G P＝新・高齢者保健福祉推進10か年戦略（新ゴールドプラン） なお、保健福祉、学校教育といった基幹的な行政サービスを適切・効率的に提供するためには、少なくともこの「5人口1万人～2万人程度」という類型の規模は期待される。

出典：「市町村の合併の推進についての指針」（平成11年8月6日自治体第95号各都道府県知事あて自治事務次官通知）

県ホームページのご案内

ホームページアドレス: <http://www.pref.fukuoka.jp/somu/gappeiweb/index.html>


福岡県
市町村合併コーナー

県内市町村の合併の動き

県の支援事業メニュー

県の支援体制

県内市町村の合併パターン

みんなで考える地域の将来

合併協議会設置請求等の手続き

まちづくりと市町村合併を考える

市町村合併なんでもQ&A2版

市町村合併

県内市町村の合併パターン

みんなで考える地域の将来

合併協議会設置請求等の手続き

まちづくりと市町村合併を考える

市町村合併なんでもQ&A2版

市町村合併資料集

関係機関ホームページリンク

ご意見掲示板

ご意見投稿コーナー



NEW

県内市町村合併マップを更新

NEW

「福岡県内の合併協議会等設置状況」(PDF ファイル)を更新

掲載例

Q

合併すると地域の伝統や文化などこれまで築いてきた地域の特徴や個性がなくなってしまいませんか？

A

現在の市町村のほとんどが、過去に合併を経験しています。合併前の市町村の歴史、伝統、文化といった特徴と個性を生かしながら、新しい特徴をもった市町村を形成してきたのです。

それぞれの市町村の特徴と個性がお互いに理解し合いながら、新しい地域の活力と魅力を生み出していくところに市町村合併の意義があるといえるのです。

市町村合併の主役は住民のみなさんです！

より住みやすい地域づくり、より充実した行政サービスのあり方を市町村合併の可否とともに考えましょう。市町村合併に関する詳しい情報、お問い合わせは右記までお気軽にどうぞ。

福岡県総務部地方課合併支援室

(福岡県市町村合併支援本部事務局)

電話 092-643-3136 ファックス 092-643-3078

メールアドレス chousei@fmw.or.jp